

## 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る 中間取りまとめ(案)」について

令和3年1月27日  
原子力規制庁

### 1. 経緯・趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析については、令和2年12月23日の第47回原子力規制委員会において、検討状況及び今後の対応について報告した。その後、令和3年1月26日の東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会(以下「事故分析検討会」という。)において、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(案)」(以下「中間取りまとめ(案)」という。)を取りまとめた。

本日は、中間取りまとめ(案)について報告するとともに、意見募集の実施について諮る。

### 2. 中間取りまとめ(案)

中間取りまとめ(案)は、調査・分析の検討内容を記述し、事故分析検討会の経緯や調査手法などの事実関係を記載した参考資料及び記述の内容を詳細に論述した別添資料から構成している。中間取りまとめ(案)を別紙に、そのポイントを参考に示す。

### 3. 意見募集の実施

2.で示した中間取りまとめ(案)は、行政手続法(平成5年法律第88号)の命令等には当たらないものであるが、科学的・技術的な観点から幅広く議論、活用されるべきものであることから、広く意見の募集を行うこととする(令和3年1月28日(木)から令和3年2月26日(金)までの30日間)。

### 4. 今後の予定

(1) 取りまとめに向けた予定

令和3年3月上旬

事故分析検討会において、意見募集の結果等を踏まえた「中間取りまとめ」を取りまとめる。

令和3年3月中

事故分析検討会で取りまとめた「中間取りまとめ」を原子力規制委員会に報告。

(2) 学協会等との情報共有

今般の調査・分析により得られた情報については、科学的・技術的な観点で幅広く関係する機関等において議論、活用されるべきものであると考えており、学協会をはじめ国内外を問わず、本中間取りまとめの内容について説明し、議論することとする。

以上